



特集！

個人情報保護法が 小規模事業者にも適用に！ チェックポイントは！？

平成29年5月30日より個人情報保護法が適用除外とされてきた小規模事業者（保有する個人情報が5000人以下の企業）も対象になりました。また、内容も改正されています。気を付けつけるべきポイントをご案内します！



個人情報とは？改正でなにか変わったの？

個人情報保護法において「個人情報」は改正前の法律は、以下のように定義していました。

「個人情報」とは…生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名・生年月日・その他の記述などにより特定の個人を判別できるもの（ほかの情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

→これまでは、個人の身体的特徴を変換したもの（例えば指紋認証や顔認識データ）や対象者ごとに異なるものとなるように付された符号（例えば旅券の番号や免許証番号）といった情報はグレーゾーンとなっていました。今回の改正で、これらも特定の個人を識別する情報であるため、「個人識別符号」として個人情報として類型化され、保護対象となりました。

個人情報保護法が小規模事業者にも適用拡大！チェックすべきポイントは？



その情報、なにの目的で利用されるか、ご本人には伝わっていますか？

● 個人情報を取得するときのルールを守りましょう！

個人情報を取得するときには、何に使うか目的を決めて本人を伝える必要があります。

特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや店頭表示などで公表する必要があります！

また利用目的をできる限り特定しなければならないとされていますので、漠然と「マーケティングのため」や「サービス向上のため」だけではいけません。「新商品、サービスの提供のため」など明示が必要です。



その情報、本人に伝えた目的以外のことに使おうとしていませんか？

● 取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用しなければなりません！

個人情報を利用する場合は利用目的の範囲内で使用しなければなりません。例えば、アンケートをしてアンケート調査のためのみに使いますと集めたお客様の個人情報をもとに、とつぜん商品サンプルを送ってしまう...といったことは、目的の範囲内から外れていますので違反となってしまいますので注意しましょう。



個人情報の管理、ちゃんとできていますか？データベース化した個人情報の安全管理も注意！

● 取得した個人情報は安全に管理しなければなりません！

パソコンで管理したり、名簿化した場合などはパスワード設定やウィルス対策ソフトのインストールする、紙媒体であればロックのかかる場所にしまうなど、安全に管理する義務があります。

個人情報データベース等の取扱従事者の情報漏洩行為も今回の改正により処罰対象となりました。

個人情報に触ることができる社員には個人情報の持ち出しの禁止などの社員教育を徹底しましょう！



個人情報は本人の同意なしに他人に渡してはいけません！

● 個人情報を本人以外の第三者に渡す場合は原則本人の同意が必要になります！

※法令に基づく場合や災害時に人命にかかわるため本人の同意が得られないとき、業務を委託する場合（商品の配送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す）といった場合以外には同意が必要です。



本人からの「個人情報の開示請求」があった場合は対応しましょう

● 会社が保有している個人情報について本人から開示や訂正などを請求された場合は対応が必要です。個人情報の利用目的を問われた場合には、きちんと答えられるようにしましょう！



国の施策のパスポート「経営力向上計画」

『経営力向上計画』とは、平成28年7月に新しくスタートした中小企業施策で、人材育成やコスト管理等のマネジメント向上や設備投資といった、自社の経営力を向上するための取組みを計画したもので、認定された事業者は**税制や金融の支援などを受けることができる**制度です。認定を受けると、計画実行のための支援処置（税制処置・金融支援）を利用できます。

- ◇ **税制処置**：認定計画に基づき取得した一定の設備について、**固定資産税や法人税等の特例処置（減税）**を受けることができます。
- ◇ **金融支援**：政策金融公庫の**低利融資、信用保証枠の拡充等**の資金調達に関する支援を受けることができます。

設備投資を検討している会社は最大限活用することができるため、今すぐ経営力向上計画に取り組むことをお勧めいたします。また、認定企業は補助金をはじめ中小企業施策を活用する際に優遇されるため、今後様々な制度を活用して自社の経営を高めていきたいと考える事業者様も、まずは国の施策のパスポートに位置づけられる経営力向上計画に取り組むことをお勧めいたします。

弊社では経営力向上計画の策定支援を行っています。

お気軽にご相談ください。フクセミナーも定期的に関催中！（詳細は弊社Webサイトへ）

神保町「ボンディ 神保町本店」

千代田区神田神保町2-3
神田古書センタービル

神保町
ランチ探検隊

神保町といえば、カレーの激戦区として有名ですね。中でも欧州カレーの代表格といえばボンディです。古本屋だらけのビルの中で異彩を放ちながらも、いつも行列ができています。カレーは少し高めですが、お肉がとても柔らかく煮込まれていて深みがあり美味しいです！添えてあるジャガイモもバターと一緒に食べるとペロリといけちやいます。お昼は少し早めの時間の訪問がおススメです。



この日はビーフカレーを頂きました

今月のシャチョー（番外編）

TKC社「戦略経営者」の取材を受けました！

7月号特集「早期経営改善計画とは」にて、弊社平阪のインタビュー記事が掲載されております。経営計画作成のメリットや重要性、計画作りの際のポイントなどについてわかりやすく解説しております。ぜひ、ご覧ください！



取材中の様子

ある日から、事務所の中で飛び回る小さな羽虫を見かけるようになった。数日後、羽虫は目につく減らうに何匹も飛び回るように！倒しても倒しても減らない状況に原因究明を託された社員Nは必死に事務所内を探った。数日後、特定された犯人は事務所移転祝い頂いた観葉植物。その根元の土から一匹二匹と奴等は飛び立っていた。その日から羽虫と「ギャー」となったのは社長席側の窓枠の隅、一番大量の羽虫の死骸があったときでした。羽虫の脅威の繁殖力を知った時の社長は啞然としておられまして。（現在、除虫対策を実施中です！）

今月のシャチョー

今月は地名の読み方クイズ！ あなたはいくつ読めましたか？

- ① 埼玉（埼玉県）
行田市にあるこちら、いつもの読みとちょっと違いますよ～
- ② 於尋麻布（北海道）
アイヌ語が由来です
- ③ 局局（山形県）
読めそうですが、発音がしづらそうですね
- ④ 凹原（香川県）
デコだっけ、ボコだっけ、あれ…？



答えは弊社Webサイトに掲載中！

編集後記

CFJ ism 第2号、いかがでしたでしょうか？今回は個人情報保護法を特集しました。会社として頂いた情報もさることながら、自分の個人情報を提供するときも取扱方針を意識して見なければと思いました。毎日ジメジメした日が続いていますね。本格的な夏はもうすぐです。ではまた次号で！ご意見・ご要望などお待ちしております！

メールアドレス
info@comrade-firm.co.jp
CFJ ism 編集部宛まで